

令和2年4月29日

〒416-0931

静岡県富士市蓼原218-8

山川運輸株式会社

代表取締役 鈴木 裕 殿

グローバルユニオン（認証番号 101）

首都圏青年ユニオン連合会

本部

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目8番27号

博多駅東パネスビル2F

マレーシア支部

UNIT NO.2-22-2,

The Ritz-Carlton Residence Kuala Lumpur, Laman Sentral Berjaya, No, 105,

Jalan Ampang 50450 Kuala Lumpur.

カンボジア支部

253, NA, NA, Sansam Kosal Pir, Boeng Tumpun1, Mean Chey, Phnom Penh

執行委員長

組合員



令和2年4月22日付け回答書に対する回答

貴社からの令和2年4月22日付け「回答書」（以下「回答書」といいます）に対し、以下の通り回答させていただきます。

1 開催場所、出席者について

まず、貴社から Web 会議方式での団体交渉開催をご提案頂いた件についてですが、この点、当組合と致しましても、新型コロナウイルス感染症による国内外の状況に鑑み、Web 上での団体交渉開催の検討を行っていたところです。

ただ、貴社によると、Web の団体交渉についても、あたかも過去の判例が当然に該当するような主張をされております。この点、貴社もご存知の通り、今回は、未曾有の新型コロナウイルスの感染を防ぐため、あくまでも三密を避けるための全く前例のない団体交渉となります。そもそも Web 会議の場合には、「場所」の制限がない以上、大勢が押し掛けることもありませんので、会社側の施設管理権の問題や、多人数が参加することによる場所の調整等の要請もありません。過去の判例は、団体交渉権の保障と団体交渉を円滑に実施する

ことの調整の結果として判断されるものです。そのため、貴社が示した判例は新型コロナウイルスに対応しない古い事例であり、多人数が参加するから大衆談合などという規範は当然には該当しません。そして、多人数が参加する場合に団体交渉を拒否することができるとする一般論は、多人数が参加することで交渉が円滑に進まないことが懸念されることを前提としております。この点、首都圏青年ユニオン連合会は弁護士をはじめ、社会保険労務士や行政書士等、専門知識を有する人権派士業の有志が多数在籍し、団体交渉においてもこれら資格者が中心となって交渉を行うことを想定しているため、組合員の不規則発言で団体交渉が進まないという自体はそもそも想定しえません。また、万が一統制に従わない組合員がいたとしても、Web会議の場合、管理者において当該組合員を退席させる、音声を切るといった方法も可能であるため、多数参加者により交渉担当者の統制を受けずに交渉に参加することは想定されず、大衆団交と評価される余地はありません。そのため、貴社には団体交渉を拒否する合理的な理由はなく、団体交渉の拒否は不当労働行為となるものです。

さて、当組合に対しては、貴社の元従業員や現従業員から続々と加入申込が届いているところですが、貴社の元従業員や現従業員によると、現在、貴社は休業しておらず、営業されているとお聞きしました。当組合としては、従業員の安全を守るため、貴社は休業されていると考えておりましたので、Web会議による団体交渉を検討しておりましたが、営業されているのであれば、そもそも、対面での業務も行われている状況かと存じます。つきましては、貴社の業務と比較した場合、団体交渉の方が不要不急とはいえないことは明らかですので、東京において、対面、少人数での団体交渉を申し込みます。

もっとも、貴社が、労働組合との団体交渉は利益を生まないために、業務とは異なり不要不急であるとお考えの場合には、(そのような考えは当組合としては誠に遺憾ではございますが) まずはWebでの団体交渉を受け容れます。なお、その場合、本件は非常に悪質な問題だと考えておりますので、先日お伝えした通り、多数の交渉要員が参加することになります。この点、対面での団体交渉と異なり、Webでは、組合員のIPアドレス等の個人情報流出が問題となるため、組合員保護のため、事前に貴社が誓約する個人情報保護の誓約書を送付してください。

2 要求項目、場所、日時、録音等及び議事録について

貴社からのご提案通りで問題ございません。ただし、団体交渉の雰囲気や内容を当組合員に伝えるため、録画及び写真撮影につきましては、個人が特定出来ない形で行わせて頂く場合がございますことご了承下さい。また、場所、日時のご提案につきましては、相当程度の猶予を持ってご通知下さいますようお願い致します。

最後に、当該書面に対する回答については、令和2年5月5日(火)までに、当組合メールアドレス(____)に書面データのPDFファイルを添付する方法又は書面にてご連絡下さい。

以上